

民法4 資料21

過労自殺で国に賠償命令 社保庁職員巡り甲府地裁が判決

社会保険庁職員だった横森真二さん(当時二三)が一九九七年四月に過労自殺したのは、同庁が安全配慮義務を怠ったためとして、山梨県の両親が約一億二千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、甲府地裁の新堀亮一裁判長は二十七日、国に約七千八百八十万円の支払いを命じた。

原告側弁護士によると、公務災害と認定された国家公務員の過労死や過労自殺で、国に損害賠償を命じた判決は初めてという。

新堀裁判長は判決で、二十四人の職場の最年少だった横森さんが、早朝からの新聞切り抜きなどの雑務を引き受け、自殺直前の一週間に 四十八 時間も超過勤務をしていたなどと指摘。「九六年十一月ごろ以降の過重な業務で、うつ病になり自殺した」と認定した。

その上で横森さんの上司の課長らが「勤務実態を的確に把握しなかつただけでなく、把握しようとすらしなかつた」として、安全配慮義務を怠ったと判断した。

判決によると、横森さんは社保庁の社会保険業務センター(東京都杉並区)の電話相談係で年金制度変更に伴う対応などに追われ、人事係へ異動した直後の 九七 年四月、杉並区の自宅近くのマンションで飛び降り自殺した。

日本経済新聞 2005.9.28 より

「2ちゃんねる」賠償命令が確定 管理者に、最高裁判決

インターネット上の掲示板「2ちゃんねる」の書き込みで名誉を傷付けられたのに削除されなかつたとして、東京都内の動物病院と経営者が、掲示板管理者の西村博之氏に損害賠償などを求めた訴訟の上告審で、最高裁第二小法廷(中川了滋裁判長)は七日、書き込み削除と四百万円の支払いを命じた一、二審判決を支持、西村氏側の上告を退ける決定をした。

2ちゃんねるを巡っては同種訴訟が複数あるが、西村氏の代理人弁護士によると、最高裁で敗訴が確定したのは初めて。

日本経済新聞 2005.10.8 より